

# 嘱託警察犬審査要領

(足跡追及犬の部)

## 1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。
- (5) 足跡追及犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、原則30分以内で出動態勢が可能な場所において飼育管理していること。

## 2 審査順序

審査の順番は、当日抽選で決定する。

## 3 審査方法

審査方法は、原臭により仮想被疑者の逃走経路の追及及び遺留品を発見する審査とする。

コースは、出発地点の目印ピンから最終地点の目印ピンまでの間とする。

## 4 実施要領

### (1) 競技内容について

ア 指導士は、コースの設定状況を確認できない位置で待機し、審査員の指示により受審犬とともに出発地点付近に移動して、準備が整い次第、遺留品の臭気を原臭として出発すること。

イ 原臭は、事前に臭気付けしたものを使用し、審査開始直前に指導士に渡す。

ウ 指導士は、受審犬との距離を5メートル程度保ちながら、リードを持たずに追従することができ、リードを把持したまま追従する場合は、たゆませでの把持を可とする。

エ 指導士は、受審犬が遺留品を発見したとき及び失臭地点から再追及させるとき以外は、受審犬との距離を5メートル程度に保って追従すること。

オ コース途中、受審犬が遺留品を発見して告知動作を行った場合、指導士は遺留品に触れることなく、速やかに審査員に告知する等の適切な処理を行うこと。

カ 受審犬が目印ピンを越えた場合は招呼し、失臭地点からの再追及を可とする。

### (2) その他

ア 追及の所要時間は5分とする。

イ 審査開始前、指導士は審査員に申告する際、遺留品発見時における受審犬の告知動作（「座る」等の明確な動作）を報告すること。

ウ リード等による誘導行為は減点とする。

エ 審査中に不正と認められる状況を確認したとき、又は受審犬がコースを著しく逸脱した状況が認められるときは、当該受審犬を失格とする場合がある。

## 5 採点方法

正確度・追及意欲・動作・遺留品の発見状況等について採点する。

各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

## 6 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

審査会における得点・指導士の出動体制・受審犬の実績等を勘案して決定する。